

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）裏谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成29年8月28日から同年9月19日まで縦覧に供する。

平成29年8月18日

香川県知事 浜 田 恵 造